

不育症検査費用助成事業

R3予算額：12億円・新規

目的

- 現在、研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用の一部を助成することにより、不育症の方の経済的負担の軽減を図る。

概要

- 対象者：二回以上の流産、死産の既往がある者
- 対象となる検査：先進医療として実施されている不育症検査
- 実施医療機関：
当該先進医療の実施医療機関として承認されている保険医療機関のうち、保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関
- 助成額：
当該先進医療検査費用に対して、1回につき5万円上限
- 実施主体：
都道府県、指定都市、中核市（負担割合：国1/2、都道府県等1/2）

（参考）先進医療とは

- 未だ保険診療として認められていない先進的な医療技術等について、安全性・有効性等を確保するための施設基準等を設定し、保険診療と保険外診療との併用を認め、将来的な保険導入に向けた評価を行う制度。
- 入院基本料など一般の診療と共通する部分（基礎的部分）については保険が適用され、先進医療部分は患者の自己負担となる。
- 個別の医療技術が先進医療として認められるためには、先進医療会議で安全性、有効性等の審査を受ける必要があり、実施する医療機関は厚生労働大臣への届出又は承認が必要となる。

先進医療として実施されている不育症検査（令和3年4月～）

➤ 流産検体の染色体検査

- ・ 流産検体の染色体検査を行うことにより、流産の要因が胎児要因であるか否かを知ることが出来る。
- ・ 胎児染色体が正常であれば、親の要因による流産の可能性が高くなり、更なる詳細検査に進む指標となる。

※ 不育症の原因となる疾患に対する検査・治療の診療報酬上の取り扱いについては、別紙のとおり例示する。